

## 告示分析法等改正戦略会議運営規程

一般社団法人 日本環境測定分析協会

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本環境測定分析協会（以下、「日環協」という。）の定款に定める会員の測定分析に係る技術の進展等の実情に即して、告示等に規定される測定分析法（以下、「告示分析法等」という。）の技術の向上、試験方法の改善・開発に資するよう、必要な検証実験の実施や標準化等の策定に係る関連事業の戦略立案や運営管理を円滑に行うことを目的として設置する「告示分析法等改正戦略会議」（以下、「戦略会議」という。）について定めるものである。

### (事業)

第2条 戦略会議は、測定分析に関わる次の事業を行う。

- (1) 日環協会員における告示分析法等の改正要望及び測定分析技術並びに試験方法に係る情報の収集又は提供
- (2) 改正要望を踏まえた環境省等の関連省庁との調整
- (3) 告示分析法等の技術の向上、試験方法の改善・開発に資する検証実験等の実施
- (4) 検証実験結果のとりまとめ及び標準化の促進並びに成果の普及
- (5) その他

2 戦略会議は、前項の事業の実施に際して、定款第5条(1)で定める正会員の意向に配慮する。

### (構成)

第3条 戦略会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 定款第22条第2項に定める会長、副会長、専務理事
- (2) その他会長が必要と認めた者

### (議長)

第4条 戦略会議に議長を置き、会長が議長を務める。

2 議長は、戦略会議を主宰する。

### (委員以外の出席)

第5条 議長は、必要に応じて戦略会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (専門委員会)

第6条 戦略会議は、戦略を適切に遂行するために必要に応じて専門委員会等を置くことができる。

### (会員)

第7条 専門委員会等の会員は、次のとおりとする。

- (1) 告示分析法等改正戦略会議専門委員会正会員（以下、「専門委員会正会員」という。）  
日環協の定款に定める正会員（以下、「日環協正会員」という。）であって、次条に定める入会の手続きにより認められた会員をいう。
- (2) 告示分析法等改正戦略会議専門委員会準会員（以下、「専門委員会準会員」という。）  
日環協の定款で定める賛助会員に該当する方であって、告示分析法等の技術又は試験方法に関心を有する会員をいう。

### (入会及び会費)

第8条 第7条の会員として専門委員会等に入会することを希望するものは、別に定める入会申込書を戦略会議に提出し、入会の審査を受けなければならない。

2 会員は、戦略会議及び専門委員会等の運営及び事業の実施に要する経費を負担するため、別に定めるところにより、日環協の社員総会が決議した会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、戦略会議に退会届を提出しなければならない。

2 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものと見なす。

- (1) 法人又は団体が解散又は破産したとき。
- (2) 日環協会員又は日環協賛助会員口でなくなったとき。
- (3) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(組織)

第10条 専門委員会等は、専門委員会正会員・専門委員会準会員である法人又は団体に所属する役員・職員又は戦略会議が必要と認めた学識経験者から、戦略会議が選任し、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、告示分析法に係る測定分析に関し高度な専門的知識及び技能を有する者であつて、戦略会議が必要と認める者を、技術顧問として若干名任命することができる。技術顧問は、専門委員会等の運営について委員長等に助言することができ、また、委員長等の要請を受け、委員会等に出席することができる。

3 専門委員会等は、事業を適切に遂行するために必要に応じてワーキンググループ等を置くことができる。

(時限設置)

第11条 専門委員会等の設置については時限を設けることとし、第2条の事業の達成状況を踏まえながら、別に定めるものとする。

(任期)

第12条 委員長等及び技術顧問の任期は、定款第26条第1項を準用する。

2 事故等により委員長等が交替した場合、後任者の任期は前任者の残留期間とする。

3 委員長等の任期が満了した場合、前任者は、後任者が就任するまでの間、その職務を行うものとする。

(会計)

第13条 戦略会議及び専門委員会等の事業を遂行するために必要な費用は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 会費
- (2) その他の収入

2 委員会等の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(その他)

第14条 その他必要な事項は、日環協の委員会運営規程によるものとする。

(事務局)

第15条 戦略会議及び専門委員会等の事務局は、日環協内におく。

2 事務局に若干名の事務局員をおく。

附 則

1 この規程は、2025年5月●●日に制定し、2025年4月1日に遡及して施行する。